

件名	愛媛県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
主管課	男女参画・子育て支援課
根拠法令等	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号) 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)
<b>【制定の概要】</b>  <b>1 制定理由</b>  困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)及び女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)が施行されること並びに同省令により婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)が廃止されることに伴い、条例を制定しようとするもの。  <b>2 条例の概要</b>  省令を引用する「引用方式」により規定する。  〈省令概要〉 女性自立支援施設の設備・運営に関し、以下のような基準を定めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害計画、BCP等の策定の義務付け</li> <li>・職員配置基準</li> <li>・設備基準、居室面積基準、居室定員、食事、保健衛生等</li> <li>・帳簿管理、職員の秘密保持義務等</li> </ul>	
施行日	令和6年4月1日
<b>【その他参考事項】</b>	